2024年(令和6年)9月21日

立憲民主党

衆議院議員

野田 佳彦 様

林勝美地方自治研究所

http://www.hayashi-jichitai-gyouseishien.com/

元:国立大学法人熊本大学大学院法曹養成

研究科(法科大学院)教授

元:国立大学法人熊本大学大学院

法学研究科教授

元:国立大学法人熊本大学法学部教授元:東京都総務局法務部訟務担当課長

自治体行政支援機構

理事長 林 勝美

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新槇町ビル6F http://www.jichitai-shien.jp TEL03(5542)1962 FAX03(6733)8224

代表選への政策提言について

一野田佳彦氏の代表選出に反対する進言-

この度の代表選の代表選出について、私は熊本大学法学部教授時代から、枝野幸男氏に激励の書簡を出していた縁もあり、枝野幸男

氏には、立憲民主党代表選を勝ち抜き、来る総選挙において政権交代を実現させて、新しい日本国の総理に就任して欲しい旨、既に、 枝野幸男氏には「提言書」を提出しております。そしてこの提言書は、インターネット上に公表されています(検索・「林勝美地方自治研究所」 画面 1 面の左下バナー「憲法及び地方自治等主張・意見」を クリック。ダウンロード可。)。

そこで、本論に入ります。

これまでの代表選における、各候補者の意見の内容等を、私が、 拝見、拝聴させていただいた中で、立憲民主党の立党の精神を踏み にじるかまたは、相容れない主張をされているのではないかと、危 惧しております。この危惧は、野田佳彦氏あなたに対してです。

これまで、野田氏に対しては、政権公約になかった消費増税を打ち出して党分裂、仲間を討ち死にさせて下野、安倍長期政権を作った張本人との見方が強くあり、落選の憂き目にあった議員等から根深い批判が今もあることは、ご本人が一番承知しているところであろう。

私は、現在の政治体制の中で、政党として支持しているのは、

当時、排除の論理を蹴って、枝野幸男氏が中心となって設立した 立憲民主党を支持するものであるが、この度の代表選については、 私のこれまで基本として考えてきた、とるべき政策手法と相反す る考えを、野田佳彦氏は主張しているので、次の2点に絞って、 野田佳彦氏が、立憲民主党代表に相応しくない理由を述べるもの である。

第1点 安全保障政策について

報道によれば、集団的自衛権の行使容認を盛り込んだ安全保障 法制について、「すぐに何かを変えることは現実的ではない」と述 べ、立憲の公約である「違憲部分の廃止」を見直す考えに言及し たとある。

集団的自衛権行使容認が、違憲であることについては、インターネットに公表している「枝野幸男氏への 5 つの提言」の中でも触れているので、ここでは述べないが、内閣法制局長官を務めた阪田雅裕氏は朝日新聞の取材に対して、「わが国への武力攻撃が発生していない存立危機事態での武力行使は集団的自衛権でしかありえない。」と指摘している。

これは、現行法が、「我が国と密接な関係にある他国」への

武力攻撃に対しても、日本が武力行使できる書き方になっている ことからも理解出来るのである。

一旦、成立した制度・法律は、出来たその途端から制定者の手を離れて、「一人歩き」するということである。そこに、予算がつき、人員が配置されると、「パーキンソンの法則」によれば膨張 、拡充されて行くのである。

現在の防衛費の拡大、敵基地攻撃能力のためのミサイル購入等 、国民への丁寧な説明もなく、裏金問題、旧統一協会問題にほおか むりの自民党の勝手し放題だと世人は、思っているだろう。

この案件に対する対応は、改めて日本国のプリンシプル(原理・原則)を、明確に「非核平和主義」、「憲法9条の再確認、再認識」であることを、国民と共に、立法、行政、司法が具体的に進めて行く必要がある。

その具体化は、立法(国会)においては、違憲の安全保障法制の改正であり、行政(内閣)においては、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回である。 そして、司法(最高裁)においては、欧米では衰退し既にとられていない統治行為論を止めて、憲法 81 条という明文規定があるにもかかわらず、違憲立法審査権を積極的に行使しな

い最高裁を厳しく批判すべきなのである。

そうでなければ、「統治行為が取り扱い方次第で『専制独裁権力の温床』になり、『官僚的又は政党的独善』を招くと懸念していた。」(朝日新聞、2018年(平成30年)11月27日、5面「憲法を考える過渡期の議論独・米では衰退」参照。)結果を招来することになる。

この、司法で述べた、かっこ書きの部分は、苫米地、砂川の両事件に関与した入江俊郎元最高裁判事の 1955 年発表の論考によるものであると前記朝日新聞にも明記されている。

このように考えることは、中国等の権威主義国家の法の支配を 無視した諸行為や国際紛争の現状を見ていないとの批判はあるで あろう。

しかしながら、原理・原則を無視する国家は必ず滅びるであろう。「5 つの提言」でも述べたように、被爆国家は、日本だけである。非核は、全世界の国民の願いであり、日本独自の非核の主張、被害の実際を「カラーの赤い背中」の写真を掲げて訴える事を、日本国を挙げて実行していくべきである。ロビー活動や、各州のスラングにも通じた者と共に、憲法 9 条の存在そのものを知

らない多くの米国人にまず広報すべきである。

以上述べたところから明らかなように、違憲部分は改正すべき ものであり、野田佳彦氏の前記主張は、政治家の発言とはいえ、 誤りといわねばならない。

従って、野田佳彦氏は、立憲民主党の代表になるべきではない。

第 2 点 他党との連携について

野田佳彦氏は、日本維新の会(以下「維新の会」という。)との 連携も視野に入れての発言をしている。そして、壊屋(こわしや) との異名もある小沢一郎氏との連携をも報道されている。

私は、維新の会は、これからも大阪都構想を進める意向である 点について反対するものであり、また、道州制について進める意向 である点についても、反対するものである。維新の会は、「立憲民 主党をたたき潰す」と明言している党である。憲法改正を積極的に 進めるとの姿勢であり、第二自民党でも良いと言い張る維新の会と 立憲民主党が連携出来るはずもないことは明らかであろう。

野田佳彦氏は、立憲民主党を、はなから分裂させようと考えて このような発言をしているとしか、思えない。私も、総理府事務官 (総理府北海道開発庁庶務課)として本庁勤務経験もあり、32年間の都庁勤務のうち通算 20年間を都庁法務部において指定訴訟代理人として法廷に立って 400 件以上の行政・民事事件本案訴訟事件の訟務実務に携わり、その後公募により熊本大学法学部教授(地方自治法専攻)、同大学院法曹養成研究科(法科大学院)教授(実務家・専任)を 65 歳定年まで勤務した経験から申し上げると、野田氏が立憲民主党の代表になることは、確実に立憲民主党の分裂を招く事に直結するだろうと危惧するものである。

以上述べた点から、野田佳彦氏は、代表になるべきではない。

以上

林 勝美